

議案第75号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年12月10日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

第1条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年
板橋区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項及び第30条第2項中「100分の25」を「100
分の10」に改める。

第2条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次
のように改正する。

第16条第2項及び第30条第2項中「100分の10」を「100
分の25」に、「100分の112.5」を「100分の105」
に、「100分の117.5」を「100分の110」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和
4年4月1日から施行する。

（提案理由）

会計年度任用職員の期末手当の支給月数を改定する必要がある。